

別表第2(第5条関係)

(奨励金の種類、使途、奨励対象経費、奨励額、奨励率及び限度額)

種類			事業所等設置奨励金		雇用奨励金	水道料金助成金
			設備奨励金	土地奨励金		
助成対象経費			認定工場等に係る設備投資(家屋及び償却資産)に要する経費	認定工場等に係る土地の取得に要する経費(一括分譲によるものに限る。)	—	認定工場等における水道使用料金
奨励額			家屋に係る固定資産評価額に下欄の奨励率を乗じて得た額	土地に係る固定資産評価額に下欄の奨励率を乗じて得た額	認定工場等の操業開始日以後1年を1年度とし、5年度までの各年度について、6ヶ月以上継続して雇用した、町内に住所を有する新規常用雇用者の数に10万円を乗じて得た額	認定工場等の操業開始日以後1年を1年度とし、15年度までの各年度について、認定工場等における水道の使用料金に下欄の奨励率を乗じて得た額
奨励率	新設	公的団地用地	100分の9	100分の3	—	2分の1
		民有地	100分の4.5	100分の1.5		
	増設	公的団地用地	100分の4.5	100分の1.5		
		民有地	100分の2.25	100分の0.75		
奨励金の限度額	新設	公的団地用地	1億円		当該5年度での総額は2千万円を限度とする	各年度1千万円を上限とする
		民有地	5千万円			
	増設	公的団地用地	5千万円			
		民有地	2千5百万円			

※1 表中「固定資産評価額」とあるのは、地方税法第410条第1項の規定により決定し、同法第411条の規定により固定資産課税台帳に登録されたものとする。